

○座間市環境美化条例施行規則

(平成30年3月26日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市環境美化条例（平成30年座間市条例第2号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定及び掲示)

第2条 条例第8条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定した区域の名称
- (2) 指定した区域の範囲
- (3) 指定した年月日

2 条例第8条第2項の規定による掲示は、指定した区域の名称及び範囲を表示した標識板等を当該区域内に設置して行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第1号様式）とする。

(勧告)

第4条 条例第13条の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第14条の規定による命令は、命令書（第3号様式）により行うものとする。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。